

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
{ 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があつたの
で、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項
- 2 内 容
 - (1) 新
 - (2) 旧
- 3 異動年月日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この
限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当する
こととなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつ
てはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員
関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公
職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定に
よる通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合
には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約そ
の他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催
計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動
があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内
容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

別紙

1 支部の数

新

旧

2 異動の内容

(設立した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(解散した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(異動があつた支部)

支部の名称		名称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新				<input type="checkbox"/>
	旧				<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあつた支部ごとにまとめて記載すること。
- 3 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「レ」を記入すること。
- 4 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。